

相模原市特殊詐欺対策機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者に対する特殊詐欺被害の未然防止に係る取組として、市が迷惑電話防止機能を有する機器を購入し、設置し及び利用する者に対し補助金を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 面識のない不特定の者に対し、電話その他の手段を用いることにより、対面することなく欺罔行為を完結させるとともに、預貯金口座への振込みやその他の方法により、被害者に現金等(キャッシュカードを含む。)を交付させる等の行為をいう。
- (2) 対策機器 特殊詐欺を防止するための固定電話機、又は固定電話機に取り付ける機器であって、別表第1に定める機能を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「対象者」という。)は、対策機器を購入する者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対策機器の購入時点で相模原市に住所を有し、居住している65歳以上の者
- (2) 住居において対策機器を設置し利用する者
- (3) この補助金の交付を受けていない者及び同一世帯内にこの補助金の交付を受け対策機器を設置した者がいない者

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、対策機器の購入費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助の対象としない。

- (1) 修理又は点検等に係る経費
- (2) 消耗品の交換等に係る経費
- (3) 電力の受給その他対策機器の機能を維持するための経費
- (4) 対策機器の設置に係る経費

(5) 対策機器の配送に係る経費

3 第1項の規定にかかわらず、市外に所在する販売店及びインターネット経由で購入する場合は、補助の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)と、別表第2に掲げる額のいずれか低い額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、特殊詐欺対策機器購入費補助金交付申請書兼報告書(第1号様式)(以下「交付申請書兼報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 対象者の氏名、住所及び生年月日を証明する書類の写し

(2) 対策機器の購入を証明する書類

(3) 対象者以外の者が申請者となる場合は、委任状(第2号様式)並びに申請者の氏名及び住所を証明する書類の写し

(交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、交付申請書兼報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、額を確定するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、補助金の交付の決定及び額の確定をしたときは、特殊詐欺対策機器購入費補助金交付決定通知書兼額確定通知書(第3号様式)(以下「交付決定通知書兼額確定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、特殊詐欺対策機器購入費補助金交付請求書(第4号様式)(以下「補助金交付請求書」という。)に交付決定通知書兼額確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(交付)

第9条 市長は、補助金交付請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の市長の定める期日は、第8条の規定による通知を受

けた日から10日を経過した日までとする。

(協力販売店の要件等)

第11条 市長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業者を、補助事業の実施に協力する販売店(以下「協力販売店」という。)として登録することができる。

- (1) 市内に所在地(法人にあっては、本社)を有すること
- (2) 対策機器の設置及び使用方法についての適切な指導ができること
- (3) 市税の滞納がないこと

2 前項の登録を受けようとする事業者は、特殊詐欺対策機器購入費補助事業協力販売店登録申請書(第5号様式)(以下「登録申請書」という。)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、登録申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、協力販売店に登録すべきものと認めるときは、特殊詐欺対策機器購入費補助事業協力販売店登録通知書(第6号様式)により当該登録申請書の提出をした者に通知するものとする。

4 協力販売店は、第2項の規定により提出した登録申請書の事項を変更するときは、特殊詐欺対策機器購入費補助事業協力販売店登録内容変更届(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

5 協力販売店は、協力販売店としての登録の解除を希望する場合は、特殊詐欺対策機器購入費補助事業協力販売店登録解除届(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(協力販売店の取消し)

第12条 市長は、協力販売店が次の各号のいずれかに該当するときは、協力販売店としての登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正の手段により、登録を受けたことが明らかになったとき
- (2) 前条第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき
- (3) その他協力販売店としてふさわしくない行為があったとき

(設置者の責務)

第13条 この要綱により対策機器を設置した者は、当該対策機器を良好な状態で保持できるよう維持管理に努めなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第23条第3号の市長が指定する財産は対策機器とし、同条ただし書の市長が定める期間は6年とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 対策機器の機能(第2条関係)

電話機の呼び出し音が鳴る前に、当該電話機の電話番号に架電した者に対し、自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する機能を有する電話機ないし機器

別表第2 補助額の上限(第5条関係)

協力販売店で購入する場合	6,000円
協力販売店以外(市内に所在する販売店に限る)で購入する場合	2,000円